平成２４年（フ）第２４７１号
愛知県春日井市篠木町８丁目2793番地
破産者　中田商店こと　中田　　實
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１５号
北九州市小倉北区足立３丁目１番50号
破産者　山下　　始
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９号
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉783番地
破産者　原　　清徳
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
埼玉県蕨市錦町１丁目12番40号　アーバンラフレ戸田1211号、破産手続開始決定時の住所茨城県北相馬郡利根町四季の丘１丁目８番地13
破産者　小野　広之
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７９号
熊本県上益城郡益城町大字辻の城139番地、前住所大阪府大東市中垣内５丁目２番21号三柏ハイツ308号
破産者　田中　秀典
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
熊本県下益城郡美里町佐俣2091番地１
破産者　杉本　明美
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１４９号
愛知県丹羽郡大口町余野１丁目204番地　ステラＢ棟102号
破産者　石田あきら
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６３号
愛知県江南市赤童子町桜道141番地１
破産者　住田　　忍
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６６号
住民票上の住所　茨城県水戸市柳町２丁目９番３―1005号　アイディコート水戸
破産者　青山かほる
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６９号
愛知県一宮市大赤見字東川垂10番地
破産者　柴田　民子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７４号
愛知県丹羽郡大口町下小口７丁目121番地
破産者　岩渕　貴仁
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７６号
愛知県一宮市牛野通１丁目15番地　信和パレス201号
破産者　竹野　久子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３４７号
大阪府寝屋川市香里北之町23番８号、前住所大阪府寝屋川市香里北之町８番22号
破産者　中元　茂英
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県篠山市杉32番地１　サンハイツ杉１棟112号
破産者　川上　蜂郎
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県篠山市杉32番地１　サンハイツ杉１棟112号
破産者　川上　安惠
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県篠山市下板井27番地１
破産者　松本　孝行
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第８号
兵庫県洲本市由良３丁目10番21号
破産者　浜浦はるみ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３号
和歌山県新宮市三輪崎１丁目８番５号
破産者　小田　豊次
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１８４号
鳥取県米子市河岡619番地
破産者　白川　圭司
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２６号
鳥取県米子市和田町3672番地
破産者　澤口　初代
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７９号
広島県福山市曙町１丁目14番１号、旧住所広島県福山市曙町３丁目26番１―９号
破産者　高橋　和宏
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８８号
広島県福山市引野町１丁目18番12―211号　オービスビル２
破産者　小山田幸雄
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１号
広島市安佐南区長楽寺１丁目９番５―102号、前住所広島県広島市西区三篠町１丁目１番19―304号
破産者　高井　竹子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部